

広島県土木建築局建築課
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

広島県木造住宅耐震化促進支援事業 耐震改修補助のご案内（令和 7 年度）

広島県では、地震による住宅の倒壊等の被害を防止するため、木造住宅の耐震改修、建替え、除却を行う所有者に尾道市役所とともに補助金を交付しています。

令和 7 年度の補助の概要を下記のとおりご案内しますので、木造住宅の耐震改修、建替え、除却をお考えの方はぜひご覧ください。

1 補助対象住宅

- (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された一戸建て木造住宅であること。
- (2) 現に居住の実態があること。
- (3) 申請者は、所有者又は居住者であること。
- (4) 販売を目的とするものではないこと。
- (5) 耐震診断をした結果、耐震基準を満たしていないもの。

2 補助の概要

補助対象住宅の地震に対する安全性の向上を目的とする工事が対象です。

1 区分	耐震改修	現地建替え	非現地建替え	除却
2 補助対象	耐震改修工事に要する工事費	現地建替え工事に要する工事費	除却工事に要する工事費	
3 補助基本額	補助対象の額の 80%かつ、1 住戸あたり 100 万円を限度		補助対象の額の 23%かつ、1 住戸あたり 83.8 万円を限度	
4 区域要件	住宅が補助対象区域(※)に建っていること		移転建替え後の住宅が補助対象区域(※)内であること	除却後、市内の耐震性を有する住宅に移転すること

※ 補助対象区域とは、都市計画区域内の用途地域が定められている区域
(工業地域、工業専用地域、災害レッドゾーン、浸水ハザードエリア等を除く)

3 補助金の交付者

尾道市役所建築課 電話番号 0848-38-9245

4 お問い合わせ先

広島県土木建築局建築課 建築安全担当 電話番号 082-513-4133
(担当者名 河野、松野)

※ お問い合わせの内容は、尾道市役所建築課と共有させていただきます。

裏面もご覧ください

5 耐震改修補助の流れ

(1) 補助申込み前の準備

①地震に対する安全性の向上を目的とする工事の検討

耐震改修、現地建替え、非現地建替え、除却のどの工事を行うか検討します。

②耐震診断の実施

耐震改修を行う場合は、建築士などの専門家へ依頼して、上部構造評点が 0.7 未満と判定される必要があります。

現地建替え、非現地建替え、除却の工事を行う場合は、上記の評点を満たしていること又は簡易耐震診断（一般財団法人日本建築防災協会編集のリーフレット「誰でもわかるわが家の耐震診断」の耐震診断問診表）の結果、評点の合計が 7 以下となる必要があります。

また、尾道市役所には、耐震診断の補助制度もあります。

耐震診断の補助申請の受付期間は、5 月～11 月となっております。なお、予算の上限に達し次第締め切りとなる場合がありますので、予めご了承ください。

○耐震診断の補助制度のお問い合わせ先

尾道市役所建築課 Tel 0848-38-9245

③事前協議

補助金を受けることができるかを事前に協議します。

○耐震改修の補助制度の事前協議のお問い合わせ先

尾道市役所建築課 Tel 0848-38-9245

(2) 補助申込み（令和 7 年 5 月以降）

事前協議に基づいて尾道市建築課へ申し込みます。審査のうえ補助が認められれば、補助交付決定通知が申請者へ交付されます。

(3) 工事の契約

施工者と工事の契約を締結します。

※交付決定通知前に工事の契約又は着工した場合は、補助対象になりません

(4) 工事の完了報告

工事の完了後、工事完了報告書を尾道市建築課へ提出します。審査のうえ完了が認められれば、申請者へ補助金の確定通知が交付され、補助金の請求により、補助金が支払われます。

6 注意事項

(1) 予算の範囲内での募集となるため、予算がなくなり次第終了となります。

(2) 土砂災害特別警戒区域内での建替えは、補助対象となりません。

(3) 建替え後の住宅は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります。

(4) 現地建替え、非現地建替え及び除却においては、補助対象住宅が建つ敷地の道路に面するブロック塀に、倒壊の危険性が認められる場合は、その状況を改善する必要があります。